

第6節 市街地再開発事業の施行として行う開発行為  
〔法第29条第1項第6号〕

法第29条第1項第6号

市街地再開発事業の施行として行う開発行為

〔審査基準 2〕

市街地再開発事業の施行として行う開発行為は、都市再開発法の認可を受けることによって都市計画上十分な配慮がなされたうえで行われることから、本条の適用が除外される。